

7 監 査 第 7 8 号
令和7年10月27日

請求人
名古屋市天白区
太 田 敏 光 様

愛知県監査委員 今 田 幹 雄

同 小 川 淳

同 柏 木 勝 広

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和7年9月9日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求の内容については、請求人から令和7年9月9日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県議会事務局長
- 2 請求の対象となる財務会計行為
愛知県議会の委員会室における傍聴者、愛知県職員等に健康被害（高血圧・脳梗塞）を与えていること。
- 3 当該行為が違法・不当である理由
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に違反している。
- 4 請求する措置
愛知県議会の委員会の傍聴に関して、次の(1)から(5)までを規則等に明文化することを求める。
 - (1) 「あいちの水」を配給すること。
 - (2) 入退場を自由化すること。
 - (3) 給水・排便を自由化すること。
 - (4) 医療費を弁償すること。
 - (5) 議会事務局職員の便所同伴を禁止すること。

第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員寺西むつみ及び石塚吾歩路は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 要件審査

本件住民監査請求が法第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

この点、請求人は、県が愛知県議会の委員会における傍聴者、愛知県職員等に健康被害（高血圧・脳梗塞）を与えていると主張しているが、これは財務会計上の行為又は怠る事実とはいえず、住民監査請求の対象とはならない。

第4 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。